

坂出緩衝緑地費用負担計画

1. 公害防止事業の名称

坂出緩衝緑地管理事業

2. 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する緑地その他の施設の管理事業

3. 費用を負担させる事業者を定める基準

(1) 工場又は事業場の所在する区域

次のいずれかの区域に所在する工場又は事業場とする。

イ 坂出市川崎町、番の州町、番の州緑町若しくは綾歌郡宇多津町吉田又はその地先水面の区域

ロ 香川中央都市計画道路御供所林田線、香川中央都市計画道路川津御供所線及び東運河で囲まれた区域又はその地先水面の区域（イに掲げる区域を除く。）

(2) 業種

昭和 26 年統計委員会告示第 6 号に定める日本標準産業分類のうち製造業又は電気・ガス・水道・熱供給事業に該当する工場又は事業場とする。

(3) 公害の原因となる施設の種類及び規模

次のいずれかに該当する施設を備える工場又は事業場とする。

イ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設であって使用される燃料又は原料の量が重油に換算して 1 時間当たり 300 キログラム以上のもの。

ロ 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設であって有害物質に係る施設

ハ その他これ等に準ずる種類及び規模の施設

4 公害防止事業費（管理費）の額

坂出緩衝緑地の通常の維持管理に要する費用（以下「公害防止事業費」という。）の額は、毎年度県、坂出市、事業者が協議して年額 5 千万円を基準として定めるものとする。

5 負担総額及び算定基礎

事業者の負担割合を公害防止事業費（施設の設置に要する費用）の 4 分の 1 とする。

事業者の負担に係る負担総額は、公害防止事業費の 35.92274%に相当する額とする。

事業者の負担率 = 25.0% / (設置事業費 - 国庫補助金) ÷ 35.92274%

6 負担総額の配分

負担総額の各事業者別の配分は、公害発生要因（燃料使用量、いおう酸化物排出量、ばいじん排出量、フレアスタック数、有害物質排出量）及び事業者の規模（資本金、従業員数、工業出荷額、工場又は事業場の面積）等を要素として算定するものとする。